平成30年度　第１回大船渡市国民健康保険運営協議会　会議日程

日　時：平成30年５月31日（木）午後１時30分
場　所：大船渡市役所　地階大会議室

【 委嘱状交付式 】

１　開　　会

２　委嘱状交付

３　市長あいさつ

４　閉　　会

【 運営協議会 】

１　開　　会

２　会長及び会長代理の選出

３　会長あいさつ

４　会議録署名委員の指名

５　報　　告

⑴　報告第１号　大船渡市税条例の一部を改正することについて　【資料１】

⑵　報告第２号　平成29年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第５号）について　【資料２－１、２－２】

６　議　　事

⑴　諮問第１号　大船渡市税条例の一部を改正することについて　【資料３】

⑵　諮問第２号　第三者行為による損害賠償請求に係る訴えの提起に関することについて　【資料４】

⑶　諮問第３号　平成30年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第１号）を定めることについて　【資料５－１、５－２】

⑷　そ　の　他

７　そ　の　他

８　閉　　会

報告第１号

大船渡市税条例の一部を改正することについて

大船渡市税条例の一部を改正することについて報告します。

平成 30 年５月 31 日

大船渡市長　　戸　田　公　明

報告第２号

平成 29 年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第５号）について

平成 29 年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第５号）について報告します。

平成 30 年５月 31 日

大船渡市長　　戸　田　公　明

諮問第１号

大船渡市税条例の一部を改正することについて

大船渡市税条例の一部を改正することについて、大船渡市長から諮問を受けたので、本協議会の審議に付します。

平成 30 年５月 31 日

大船渡市国民健康保険運営協議会長

諮問第２号

第三者行為による損害賠償請求に係る訴えの提起に関することについて

第三者行為による損害賠償請求に係る訴えを提起することについて、大船渡市長から諮問を受けたので、本協議会の審議に付します。

平成 30 年５月 31 日

大船渡市国民健康保険運営協議会長

諮問第３号

平成 30 年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第１号）を定めることについて

平成 30 年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第１号）を定めることについて、大船渡市長から諮問を受けたので、本協議会の審議に付します。

平成 30 年５月 31 日

大船渡市国民健康保険運営協議会長

資料１

１　平成 30 年大船渡市議会第１回定例会提案
大船渡市税条例の一部を改正する条例の説明要旨

１　本則

改正条項	改　　正　　要　　旨
第140条	国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の定義を改めること等を定めるのである。
第143条の２	文言を整理するものである。

２　附則

改正条項	改　　正　　要　　旨
第１条	この条例は施行期日を平成30年４月１日とするものである。
第２条	この条例は、平成30年度分の国民健康保険税から適用することを定めるものである。

大船渡市税条例の一部を改正する条例

大船渡市税条例（昭和29年大船渡市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第140条第１項を次のように改める。

前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

(1) 基礎課税額（保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(2) 後期高齢者支援金等課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第９条第２号に規定する第２号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第140条第２項中「前項」を「前項第１号」に改め、同条第３項中「第１項」を「第１項第２号」に改め、同条第４項中「第１項」を「第１項第３号」に改め、「(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第９条第２号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)」を削る。

第143条の２第１号中「(昭和33年法律第192号)」を削る。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、平成30年４月１日から施行する。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第２条　この条例による改正後の大船渡市税条例第140条及び第143条の２の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

大船渡市税条例改正新旧対照表

現　行　条　例	改　正　条　例
（保険税の課税額） 第140条　前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額（保険税のうち、国民健康保険に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用を除く。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等課税額（保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第９条第２号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額（保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）の合算額とする。	（保険税の課税額） 第140条　前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 (1) 基礎課税額（保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。） (2) 後期高齢者支援金等課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。） (3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第９条第２号に規定する第２号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）
２　前項　　の基礎課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合においては、基礎課税額は54万円とする。	２　前項第１号の基礎課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合においては、基礎課税額は54万円とする。
３　第１項　　の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第２項の世	３　第１項第２号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第２項の世

現　行　条　例	改　正　条　例
帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。	帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。
４　第１項　の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第９条第２号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。	４　第１項第３号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者　である世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。
（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額） 第143条の２　第140条第２項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第６条第８号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後５年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第145条の３及び第161条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後５年を経過する月の翌月から特定月以後８年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第３号、第145条の３及び第161条において同じ。）以外の世帯　22,000円 (2)～(3)［略］	（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額） 第143条の２　第140条第２項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法　第６条第８号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後５年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第145条の３及び第161条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後５年を経過する月の翌月から特定月以後８年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第３号、第145条の３及び第161条において同じ。）以外の世帯　22,000円 (2)～(3)［略］

２　平成 30 年大船渡市議会第２回臨時会提案
大船渡市税条例の一部を改正する条例の説明要旨（国民健康保険税分抜粋）

１　本則

改正条項	改　　正　　要　　旨
第162条の２	国民健康保険税の納税義務者が特例対象被保険者等である場合における申告について定めたものである。

２　附則

改正条項	改　　正　　要　　旨
第１条	この条例の施行期日を平成30年４月１日としたものである。
第４条	国民健康保険税に関する経過措置を定めたものである。

大船渡市税条例の一部を改正する条例（国民健康保険税分抜粋）

大船渡市税条例（昭和29年大船渡市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第162条の２第２項中「申告書を提出する場合には」を「申告書の提出に当たり」に改め、「書類」の次に「の提示を求められた場合には、これら」を加える。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、平成30年４月１日から施行する。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第４条　新条例の規定中国民健康保険税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

大船渡市税条例改正新旧対照表（国民健康保険税分抜粋）

現　行　条　例	改　正　条　例
（特例対象被保険者等に係る申告） 第162条の２　［略］ ２　前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第３号）第17条の２第１項第１号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類を提示しなければならない。	（特例対象被保険者等に係る申告） 第162条の２　［略］ ２　前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第３号）第17条の２第１項第１号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

資料 2-1

平成 29 年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第５号）について

【補正理由】

○　都道府県単位化の制度改正に伴う電算データ移行業務委託に対する国庫補助金が交付されることによる歳入補正並びに公金収納サービス導入費の事業費確定に伴う減額及び県補助金の減額補正

【補正予算の概要】

補正予算総額　　△1,201 千円

補正後予算総額　　5,525,045 千円

(1) 歳入

款	款　名	補正額(千円)	補正理由
3	国庫支出金	2,322	都道府県単位化の制度改正に伴う高額療養費データ移行業務委託に対して国庫補助金が交付されることによる増額
6	県支出金	△1,201	公金収納サービス導入費減額による県特別調整交付金の減額
9	繰入金	△2,322	国庫補助金の増額交付に伴う一般会計繰入金の減額
補 正 額 合 計		△1,201	

(2) 歳出

款	款　名	補正額(千円)	補正理由
1	総務費	△1,201	国庫補助金及び一般会計繰入金の歳入補正に伴う総務管理費の財源振替 徴税費の事業費確定に伴う公金収納サービス導入委託料の減額
補 正 額 合 計		△1,201	

平成29年度　大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）

資料２－２

平成29年度　大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第５号）

平成29年度大船渡市の国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,201千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,525,045千円とする。

２　歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

平成30年３月30日専決

岩手県大船渡市長　戸　田　公　明

第１表　歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金		１，２５３，０９９	２，３２２	１，２５５，４２１
	2. 国庫補助金	５６７，０７１	２，３２２	５６９，３９３
6. 県支出金		２９９，５７２	△１，２０１	２９８，３７１
	2. 県補助金	２６７，９８２	△１，２０１	２６６，７８１
9. 繰入金		３６７，７８５	△２，３２２	３６５，４６３
	1. 他会計繰入金	３６７，７８５	△２，３２２	３６５，４６３
歳入合計		５，５２６，２４６	△１，２０１	５，５２５，０４５

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		１０２，５０２	△１，２０１	１０１，３０１
	1. 総務管理費	６９，９９４	０	６９，９９４
	2. 徴税費	３１，７３２	△１，２０１	３０，５３１
歳出合計		５，５２６，２４６	△１，２０１	５，５２５，０４５

補 正 予 算 に 関 す る 説 明 書

（国民健康保険特別会計（事業勘定））

歳入歳出補正予算事項別明細書

１．総括

（歳入）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金	１，２５３，０９９	２，３２２	１，２５５，４２１
6. 県支出金	２９９，５７２	△１，２０１	２９８，３７１
9. 繰入金	３６７，７８５	△２，３２２	３６５，４６３
歳入合計	５，５２６，２４６	△１，２０１	５，５２５，０４５

（歳出）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1. 総務費	102,502	△1,201	101,301	2,322	△1,201		△2,322	
歳出合計	5,526,246	△1,201	5,525,045	2,322	△1,201		△2,322	

２．歳入

3（款）国庫支出金

2（項）国庫補助金

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明	
3 制度改正対応等補助金	432	2,322	2,754	1 制度関係業務準備事業費補助金	2,322	国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金（１０／１０）	2,322
計	567,071	2,322	569,393				

6（款）県支出金

2（項）県補助金

1 財政調整交付金	233,456	△ 1,201	232,255	1 財政調整交付金	△ 1,201	特別調整交付金	△ 1,201
計	267,982	△ 1,201	266,781				

9（款）繰入金

1（項）他会計繰入金

1 一般会計繰入金	367,785	△ 2,322	365,463	2 職員給与費等繰入金	△ 2,322	職員給与費等繰入金	△ 2,322
計	367,785	△ 2,322	365,463				

３．歳出

1（款）総務費

1（項）総務管理費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	64,703	0	64,703	2,322	0	△2,322	0			財源振替
計	69,994	0	69,994	2,322	0	△2,322	0			

1（款）総務費

2（項）徴税費

1 賦課徴収費	31,732	△1,201	30,531	△1,201	0	0	0	13 委託料	△1,201	委託料 △1,201 公金収納サービス導入
計	31,732	△1,201	30,531	△1,201	0	0	0			

資料３

大船渡市税条例の一部を改正する条例の説明要旨（国民健康保険税分抜粋）

（第１条による改正）

改正条項	改　正　要　旨	施行期日等
第140条	（保険税の課税額） 国民健康保険税の課税限度額の引き上げについて定めるもの。 課税限度額 【現行】　　【改正後】 医療分　54万円　⇒　58万円 ※後期高齢者支援分、介護分は改正なし。	公布の日施行 関係法令：地方税法第703条の４、地方税法施行令第56条の88の２
第161条	（保険税の減額） 国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更について定めるもの。 軽減判定所得 ５割軽減【現　行】基準額33万円＋27万円×被保険者数 【改正後】基準額33万円＋27.5万円×被保険者数 ２割軽減【現　行】基準額33万円＋49万円×被保険者数 【改正後】基準額33万円＋50万円×被保険者数	公布の日施行 関係法令：地方税法第703条の５、地方税法施行令第56条の89

（改正附則）

改正条項	改　正　要　旨	施行期日等
第１条	この条例の施行期日を定めるもの。	
第12条	国民健康保険税に関する経過措置を定めるもの。	公布の日施行

大船渡市税条例等の一部を改正する条例

（大船渡市税条例の一部改正）

第１条　大船渡市税条例（昭和29年大船渡市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第140条第２項ただし書中「54万円」を「58万円」に改める。

第161条各号列記以外の部分中「54万円」を「58万円」に改め、同条第２号中「27万円」を「27万5,000円」に改め、同条第３号中「49万円」を「50万円」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第１条中大船渡市税条例第91条を第91条の２とし、第２章第４節中同条の前に１条を加える改正規定、同条例第92条の次に１条を加える改正規定並びに同条例第93条から第95条まで及び第97条の改正規定並びに第６条並びに附則第５条から第７条までの規定　平成30年10月１日

(2) 第１条中大船渡市税条例第24条第２項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び同条例第35条の２第１項の改正規定並びに同条例附則第17条の２第３項の改正規定並びに次条第１項の規定　平成31年１月１日

(3) 第２条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第４条の規定　平成31年４月１日

(4) 第２条中大船渡市税条例第93条第３項の改正規定　平成31年10月１日

(5) 第１条中大船渡市税条例第23条第１項及び第３項並びに第47条第１項の改正規定並びに同条に３項を加える改正規定並びに次条第３項の規定

平成32年４月１日

(6) 第３条並びに附則第８条及び第９条の規定　平成32年10月１日

(7) 第１条中大船渡市税条例第24条第１項第２号の改正規定、同条第２項の改正規定（第２号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第34条及び第34条の５の改正規定並びに同条例附則第５条の改正規定並びに次条第２項の規定　平成33年１月１日

(8) 第４条並びに附則第10条及び第11条の規定　平成33年10月１日

(9) 第５条の規定　平成34年10月１日

(10) 第１条中大船渡市税条例附則第10条の２第10項を同条第20項とし、同項の次に１項を加える改正規定（同条第21項に係る部分に限る。）　生産性向上特別措置法（平成30年法律第　号）の施行の日

（国民健康保険税に関する経過措置）

第12条　新条例の規定中国民健康保険税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

大船渡市税条例改正新旧対照表（第１条による改正）（国民健康保険税分抜粋）

現　行　条　例	改　正　条　例
（保険税の課税額） 第140条　［略］ ２　前項の基礎課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合においては、基礎課税額は54万円とする。 ３～４　［略］ （保険税の減額） 第161条　次の各号の一に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は第140条第２項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からホ及びへに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。 (1)［略］ (2) 法第703条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき27万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） イ～へ　［略］ (3) 法第703条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき49万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。） イ～へ　［略］	（保険税の課税額） 第140条　［略］ ２　前項の基礎課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が58万円を超える場合においては、基礎課税額は58万円とする。 ３～４　［略］ （保険税の減額） 第161条　次の各号の一に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は第140条第２項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が58万円を超える場合には、58万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からホ及びへに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。 (1)［略］ (2) 法第703条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき27万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） イ～へ　［略］ (3) 法第703条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき50万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。） イ～へ　［略］

資料４

第三者行為による損害賠償請求に係る訴えの提起に関することについて

【概要】

下記のとおり訴えを提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第12号の規定により、議会の議決を求めるものである。

記

１　事件の名称

第三者行為による損害賠償請求事件

２　原告及び被告

(1) 原告　住所　大船渡市盛町字宇津野沢15番地
　　名称　大船渡市

(2) 被告　住所　宮城県気仙沼市浪板140番地
　　名称　医療法人くさの実会
　　理事長　　猪苗代　盛　貞

３　訴えの趣旨及び原因

(1) 訴えの趣旨

被告に対し、市が代位取得した第三者行為による損害賠償請求権に基づき、医療費等の支払を求めるものである。

(2) 訴えの原因

国民健康保険の被保険者が医療機関へ入院中に重度の熱傷を負ったのは、第三者である被告の過失によるものと考えられることから、被告に対して、市が医療保険の給付を行った価額について求償したが、過失を否認しているものである。

４　訴訟遂行の方針

(1) 裁判の結果、必要がある場合は、上訴するものとする。

(2) 訴訟において必要がある場合は、適当と認める条件で和解又は調停に応ずるものとする。

資料 5-1

平成 30 年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第１号）について

【補正理由】

○　第三者行為の損害賠償請求事件訴訟に伴い納付される損害賠償金（療養給付費等の見込額）の歳入補正並びに訴訟費用及び保険給付費の増額の歳出補正

【補正予算の概要】

補正予算総額　　11,806 千円

補正後予算総額　　4,606,380 千円

（１）歳　入

款	款　名	補正額(千円)	補正理由
8	諸収入	11,806	第三者行為の損害賠償請求事件訴訟による損害賠償金（療養給付費等の見込額）の納付金
補 正 額 合 計		11,806	

（２）歳　出

款	款　名	補正額(千円)	補正理由
1	総務費	1,518	第三者行為の損害賠償請求事件に係る訴訟費用（旅費、訴訟業務委託料等）
2	保険給付費	10,288	第三者行為による納付金の増額に伴う療養給付費の増額
補 正 額 合 計		11,806	

平成30年度　大船渡市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算（第１号）

資料５－２

平成30年度　大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第１号）

平成30年度大船渡市の国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,806千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,606,380千円とする。

２　歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

平成30年５月31日提出

岩手県大船渡市長　戸　田　公　明

第１表　歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
8. 諸収入		１３，７７１	１１，８０６	２５，５７７
	2. 雑入	１１，７７０	１１，８０６	２３，５７６
歳入合計		４，５９４，５７４	１１，８０６	４，６０６，３８０

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		９８，４０５	１，５１８	９９，９２３
	1. 総務管理費	７０，３２７	１，５１８	７１，８４５
2. 保険給付費		３，３１３，２８９	１０，２８８	３，３２３，５７７
	1. 療養諸費	３，００５，０８２	１０，２８８	３，０１５，３７０
歳出合計		４，５９４，５７４	１１，８０６	４，６０６，３８０

補 正 予 算 に 関 す る 説 明 書

（国民健康保険特別会計（事業勘定））

歳入歳出補正予算事項別明細書

１．総括

（歳入）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
8. 諸収入	１３，７７１	１１，８０６	２５，５７７
歳入合計	４，５９４，５７４	１１，８０６	４，６０６，３８０

（歳出）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1. 総務費	98,405	1,518	99,923				1,518	
2. 保険給付費	3,313,289	10,288	3,323,577				10,288	
歳出合計	4,594,574	11,806	4,606,380				11,806	

２．歳入

8（款）諸収入

2（項）雑入

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
1 一般被保険者第三者納付金	5,000	11,806	16,806	1 保険給付費納付金	11,806	第三者行為による納付金	11,806
計	11,770	11,806	23,576				

３．歳出

1（款）総務費

1（項）総務管理費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	64,563	1,518	66,081	0	0	1,518	0	9 旅費	155	普通旅費 67 特別旅費 88
								12 役務費	63	手数料 63
								13 委託料	1,300	委託料 1,300 訴訟業務
計	70,327	1,518	71,845	0	0	1,518	0			

2（款）保険給付費

1（項）療養諸費

1 一般被保険者療養給付費	2,898,992	10,288	2,909,280	0	0	10,288	0	19 負担金補助及び交付金	10,288	負担金 10,288 一般被保険者療養給付費
計	3,005,082	10,288	3,015,370	0	0	10,288	0			